

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

規

則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「商工指導所（第九十六条の二・第九十六条の三）」を「商工勞政事務所（第九十六条の二・第九十六条の四）」に、「（第九十六条の四・第九十六条の六）」を「（第九十六条の五・第九十六条の七）」に改める。

第二条第四項第一号中「及び法附則第四条第二項」を削る。
第十一条商工指導課の項第五号中「巡回総合指導その他の指導」を「巡回指導」に改め、同項第七号中「商工指導所」を「商工勞政事務所」に改める。

◆教委告示

生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

鳥取県立蚕業技術員養成所規程の廃止
土地改良区の役員の就退任
土地改良区の役員の就任
土地改良区の役員の退任（三件）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）
休耕区の設定
保安林の指定の解除予定
教育委員会の招集

第十二条農蚕園芸課の項第八号中「蚕業技術員養成所」を削る。

第十八条の表中

鳥取県医療扶助審議会	鳥取県医療扶助審議会条例（昭 による要保護者の入院医療の要 務）
鳥取県婦人更生資金運 営委員会	第三条の規定による更生資金運 金の支払猶予、一時償還及び貸 中する事務

和三十年四月鳥取県条例第十八号）第二条の規定
否その他医療の給付に関する事項の審議に関する

設置条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第八号）
管の大綱、貸付けの可否、延滞利子の免除、償還
付けの停止について、知事の諮問に応じ意見を答

を

条例第十八号）第二条の規定 に関する事項の審議に関する	に、
--------------------------------	----

鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物審議会
駅前土地区域整理審議会	米子駅前通り土地区域整理審議会

議取業画	鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第十一條 項及び第二項の規定による知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項の調 議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務
第一審査	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十六条第三項の規定に 換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法に その権限に属させられた事項の調査審議に関する事務

より	鳥取県医療扶助審議会条例（昭和三十年四月鳥取県 による要保護者の入院医療の要否その他医療の給付
を	鳥取県屋外広告物審議会

鳥取県医療扶助審議会
事務

例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）第十一條第一項による知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項の調査審査の重要事項についての知事に対する建議に関する事務

に改める。

第四章第四節第三款の三中第九十六条の六を第九十六条の七とし、第九十六条の五を第九十六条の六とし、第九十六条の四を第九十六条の五とし、同節第三款の二を次のように改める。

第三款の二 商工労政事務所

（名称、位置及び管轄区域）

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県米子商工労政事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

第九十六条の二 鳥取県米子商工労政事務所設置条例（昭和五十九年十月鳥取県条例第二十四号）第一条の規定により設置された商工労政事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

告 示

鳥取県告示第七百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田本歯科医院（溝口）	日野郡溝口町溝口二二二一	昭和五十九年十月八日

（分掌事務）

第九十六条の三 商工労政事務所は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 中小企業の診断及び巡回指導その他商工業に関すること。
- 二 労働組合、労働教育、労働関係調整法第三十七条第一項の規定による争議行為の予告通知の受理その他労働に関すること。

（内部組織）

第九十六条の四 商工労政事務所に商工係及び労政係を置く。

第九十七条中「鳥取県労政事務所設置条例」を「鳥取県倉吉労政事務所設置条例」に改め、同条の表鳥取県立蚕業技術員養成所の項を削る。

第百三十条の表鳥取県立蚕業技術員養成所の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月二十六日

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
田本富士見町歯科医院	米子市富士見町二丁目一四一	昭和五十九年八月三十一日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
堀 内 亨	鳥国医第五五〇号	昭和五十九年八月三十一日
山 根 明 文	鳥国医第三、一一五号	昭和五十九年九月五日
東・堀 裕 司	鳥国医第三、一一六号	"
狩 野 卓 夫	鳥国医第三、一一七号	"
寺 戸 博 文	鳥国医第三、一一八号	昭和五十九年九月六日

鳥取県告示第八百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百一号

鳥取県立看護技術員養成所規程（昭和三十五年十一月鳥取県告示第六百三十五号）は、昭和五十九年十月三十一日限り廃止する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市成実土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西尾 邑次

退任した役員の氏名及び住所

理事	牧 茂 富	一九七
監事	赤 井 直 義	二〇一
赤 井 通 泰	四七六	
赤 井 中 實	三八四	
赤 井 清 實	二八二	
潮 田 稔	新山九〇四	
大 森 孟	五〇九	
大 森 雄	一五五	
羽 柴 貞	二〇五	
戸 川 明	五七一	
井 上 博	五六九	
能 見 貞	九〇七	
上 野 雄	古市一五二	
斎 木 雄	二〇八	
大 谷 幸	新山四八二	
谷 嶽 元		
昭和五十九年十月十五日退任		

就任した役員の氏名及び住所

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西尾邑

鳥取県告示第八百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 雅夫 米子市諏訪五三六

昭和五十九年十月三日退任

鳥取県告示第八百七号

北条町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業江北浜地区農業用用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 三 縦覧に供する場所
- 二 縦覧に供する期間
- 一 縦覧に供する書類

鳥取県告示第八百九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第二十六条の規定により告

- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 三 縦覧に供する場所
- 二 縦覧に供する期間
- 一 縦覧に供する書類

示する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

示する。

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	期 間	面 積
休 猪 区 井	岩美郡岩美町大字新井地内の国道九号 と県道下木原岩美停車場線との交差点を 起点とし、同所から同国道を南東に進み、 町道相山荒金院内線に至り、同町道を南 西及び北西に進み、県道下木原岩美停車 場線に至り、同県道を北方に進み起点に 至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日か ら昭和六十二 年十一月三十 一日まで	一、四〇〇 ヘクタール
小 休 猪 区 畠	氣高郡青谷町大字田原谷地内の県道川 上青谷停車場線と町道早牛勝部線との交 差点を起点とし、同所から同町道を南東 及び北東に進み、県道俵原青谷線に至り、 同県道を南方に進み、青谷町と三朝町と の境界に至り、同境界を西方に進み、青 谷町と泊村との境界に至り、同境界を北 方に進み、県道川上青谷停車場線に至り、 同県道を北東に進み起点に至る線に囲ま れた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日か ら昭和六十二 年十一月三十 一日まで	二、三一〇 ヘクタール

大 休 猶 区 江	八頭郡船岡町大字下野地内の県道柄谷 船岡線と林道八頭中央線との交差点を起 点とし、同所から同県道を南東に進み、 林道中ノ谷線に至り、同林道を南東に進 み、同林道の終点に至り、同所から八頭 郡智頭町大字八河谷に通じる八河谷越し 山道を南方に進み、船岡町と智頭町との 境界に至り、同境界を西方に進み、船岡 町と用瀬町との境界に至り、同境界を北 西に進み、林道八頭中央線に至り、同林 道を北東に進み起点に至る線に囲まれた 一円の地域	那 岐 休 猶 区 江	昭和五十九年 十一月一日か タール ら昭和六十二 年十月三十一 日まで
	八頭郡智頭町大字慶所地内の国道五十 三号と県道西谷那岐停車場線との交差点 を起点とし、同所から同県道を東方に進 み、八頭森林計画区に係る地域森林計画 の智頭町に係る四百四林班と二百十一林 班との境界に至り、同境界を南方に進み、 鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界 を南西及び北方に進み、県道津山智頭八 東線に至り、同県道を北東に進み、県道 西宇塚那岐停車場線に至り、同県道を南 東に進み、県道西谷那岐停車場線に至り、 同県道を北東に進み、国道五十三号に至	昭和五十九年 十一月一日か タール ら昭和六十二 年十月三十一 日まで	昭和五十九年 二、九〇〇 ヘクタール

休 猶 区 田	小烟 谷 休猶区	り、同国道を北東に進み起点に至る線に 閉まれた一円の地域		
		八頭郡八東町才代地内の県道津山智頭 八東線と県道才代船岡線との交差点を起 点とし、同所から県道津山智頭八東線を 南東に進み、国道二十九号に至り、同国 道を北東及び南東に進み、八東町と若桜 町との境界に至り、同境界を南西に進み、 八東町と智頭町との境界に至り、同境界 を西方に進み、八頭森林計画区に係る地 域森林計画の八東町に係る六十林班と六 十一林班との境界に至り、同境界を北方 に進み、町道佐崎線に至り、同町道を北 方に進み、県道津山智頭八東線に至り、 同県道を北西に進み起点に至る線に閉ま れた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日か ら昭和六十二 年十月三十一 日まで ヘクタール	
		八頭郡八東町才代地内の国道三百十三号と 県道大柿上小鴨停車場線との交差点を起 点とし、同所から同県道を南東に進み、 県道倉吉福本線に至り、同県道を北東に 進み、県道大柿上小鴨停車場線に至り、 同県道を南東に進み、市道菅原一号線に 至り、同市道を南方に進み、白金谷山道 に至り、同山道を南方に進み、倉吉市と三 朝町との境界に至り、同境界を南西に進 み、関金町と三朝町との境界に至り、同 境界を南方に進み、県道福本関金線に至 り、同県道を西方及び北方に進み、県道 常磐関金線に至り、同県道を北西に進み、 国道三百十三号に至り、同国道を北東に 進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日か ら昭和六十二 年十月三十一 日まで ヘクタール	
休 猶 区 伯 子	广 瀬 休猶区伯子	に進み起点に至る線に閉まれた一円の地 域	倉吉市上古川地内の国道三百十三号と 県道大柿上小鴨停車場線との交差点を起 点とし、同所から同県道を南東に進み、 県道倉吉福本線に至り、同県道を北東に 進み、県道大柿上小鴨停車場線に至り、 同県道を南東に進み、市道菅原一号線に 至り、同市道を南方に進み、白金谷山道 に至り、同山道を南方に進み、倉吉市と三 朝町との境界に至り、同境界を南西に進 み、関金町と三朝町との境界に至り、同 境界を南方に進み、県道福本関金線に至 り、同県道を西方及び北方に進み、県道 常磐関金線に至り、同県道を北西に進み、 国道三百十三号に至り、同国道を北東に 進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日か ら昭和六十二 年十月三十一 日まで ヘクタール
休 猶 区 田	一、三四七 ヘクタール	一、五四三 ヘクタール	倉吉市上古川地内の国道三百十三号と 県道大柿上小鴨停車場線との交差点を起 点とし、同所から同県道を南東に進み、 県道倉吉福本線に至り、同県道を北東に 進み、県道大柿上小鴨停車場線に至り、 同県道を南東に進み、市道菅原一号線に 至り、同市道を南方に進み、白金谷山道 に至り、同山道を南方に進み、倉吉市と三 朝町との境界に至り、同境界を南西に進 み、関金町と三朝町との境界に至り、同 境界を南方に進み、県道福本関金線に至 り、同県道を西方及び北方に進み、県道 常磐関金線に至り、同県道を北西に進み、 国道三百十三号に至り、同国道を北東に 進み起点に至る線に閉まれた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日か ら昭和六十二 年十月三十一 日まで ヘクタール

休憩区畠	休憩区沢	
日野郡日野町大字保野地内の保野川と 深山口川との合流点を起点とし、同所から 保野川右岸を北東に進み、県道江府中 和用瀬線に至り、同県道を東方及び南方 に進み、大山第二地区広域農道に至り、 同農道を南西に進み、県道上徳山保野江 府線に至り、同県道を西方に進み、深山 口川に至り、同川の左岸を西方に進み起 点に至る線に囲まれた一円の地域	日野郡江府町大字保野地内の保野川と 深山口川との合流点を起点とし、同所か ら保野川右岸を北東に進み、県道江府中 和用瀬線に至り、同県道を東方及び南方 に進み、大山第二地区広域農道に至り、 同農道を南西に進み、県道上徳山保野江 府線に至り、同県道を西方に進み、深山 口川に至り、同川の左岸を西方に進み起 点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十九年 十一月一日から昭和六十二 年十月三十一日まで
昭和五十九年 十一月一日から昭和六十二 年十月三十一日まで	七〇〇ヘクタール	
タール		

休憩区岡		
日野郡溝口町二部地内の県道黒坂溝口 線と県道西伯根雨線との交差点を起点と し、同所から県道黒坂溝口線を南西に進 み、溝口町と日野町との境界に至り、同 境界を北西に進み、溝口町と西伯町との 境界に至り、同境界を東方及び北方に進 み、県道西伯根雨線に至り、同県道を東 方及び南東に進み起点に至る線に囲まれ た一円の地域	日野郡溝口町二部地内の県道黒坂溝口 線と県道西伯根雨線との交差点を起点と し、同所から県道黒坂溝口線を南西に進 み、溝口町と日野町との境界に至り、同 境界を北西に進み、溝口町と西伯町との 境界に至り、同境界を東方及び北方に進 み、県道西伯根雨線に至り、同県道を東 方及び南東に進み起点に至る線に囲まれ た一円の地域	昭和五十九年 十一月一日から昭和六十二 年十月三十一日まで
タール	一、六一〇 ヘクタール	日まで

鳥取県告示第八百十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月二十六日

昭和五十九年十月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 日時 昭和五十九年十月三十日（火）午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題

- 1 昭和五十九年度教育表彰について
 2 その他

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 八頭郡八東町大字奥野字向山五二三・五三一・五三五の一・五三六・
 五三七・字牛コロヒ五七九の一・五八二の一・五八四（以上八筆につい
 て、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び八東町
 役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。